

令和 7 年度 第 2 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 3 日 (金)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分 開 会			
	令和 7 年 5 月 2 3 日 午後 2 時 2 0 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	1 番	具志 俊仁	2 番	内間 正樹

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 7 年度 第 2 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 8 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議がなければ進行)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、1 番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員、2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告 3 令和 8 年度農林関係税制改正要望について 報告 4 農地転用許可不要届について 以上です。
議 長 (日程第 4)	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 現況証明願いについて 議案第 9 号 非農地証明願いについて 議案第 10 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 7 号から第 11 号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが 14 件ございます。現地資料確認を行

	った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 37 分 再開 午後 1 時 50 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 4 ページにあります 【別添】「3 条調査書」を踏まえ、農地法第 3 条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、150 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 5 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について

議 長	補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	整理番号２番の新規就農の方は、すでに芋の収穫をしているが、住所は県外ということでよいか？
事 務 局	居住実態が今帰仁にあり、実際に住んでいる。
委 員	分かりました。
議 長	議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番は、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
	【 挙 手 】 可決（ ０ ）人 ・ 否決（ ８ ）人
議 長	議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番は、【 否決 】と決定いたします。 続きまして議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号２番、３番について、異議はございませんか。
	（異議がなければ進行）
議 長	議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号２番、３番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第８号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第８号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 ５ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、現況証明願いの内容を説明） 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑がなければ進行)
議	長	議案第 8 号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議がなければ進行)
議	長	議案第 8 号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 9 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第 9 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	整理番号 1 番は平成 30 年に贈与で取得されているが、3 条許可によるものか。3 条だと非農地はどうかと思う。5 条であれば転用すべきではないか。
事	務	局
		3 条は未確認です。5 条ではないです。土地の履歴を確認するので休憩をお願いします。
議	長	休憩します。
		休憩 午後 2 時 05 分 再開 午後 2 時 08 分
事	務	局
		土地の履歴を確認したところ、平成 30 年に 3 条許可による贈与となっていました。
委	員	70 年耕作放棄地ということだが、3 条許可をもらって一度も使わず非農地願。これを認めてしまうと今後も悪質なケースが増える恐れがある。認めてはよくないんじゃないかと思います。
議	長	ではいまの案件は多数決とします。議案第 9 号「非農地証明願いについて」整理番号 1 番について、反対の方は挙手をお願いします。

	【 挙 手 】 （反対） 6 名
議 長	整理番号 1 番は否決されました。 続いて議案第 9 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番、3 番について、異議はございませんか。
	（異議がなければ進行）
議 長	議案第 9 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番、3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番を議題とします。こちらは議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番との同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 7 ページと 8 ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について令和 7 年 5 月 16 日に申請者と面接を行い

		ました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑がなければ進行)
議	長	議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
		(異議がなければ進行)
議	長	議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番、3番を議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番、3番を説明いたします。 お手元の議案書 7ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番3番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番、3番について、本件に係

	る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番 3 番について令和 7 年 5 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番、3 番について、異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番 3 番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 11 号「農地法第 5 条

	の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 7 年 5 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。 お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について本件に係る面接を

	行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について令和 7 年 5 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について令和7年5月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について異議はございませんか。
	(異議がなければ進行)
議 長	議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]

